

相続税関係

教育資金一括贈与の贈与者死亡時の注意点

1はじめに

教育資金一括贈与の贈与者死
亡時の注意点について本稿にて
以下の通り考察する。

2令和3年4月1日以後 の贈与

教育資金一括贈与について、
贈与者が教育資金管理契約の終
了の日までの間に死亡した場合
には、贈与者の死亡日の「管理
残額」を、受贈者が贈与者から
相続又は遺贈により取得したも
のとみなして、受贈者に相続税
が課税される(措法70の2の2
⑫)。

ただし、贈与者の死亡の日に
受贈者が次に掲げる場合には、
相続税課税の対象者から除かれ
る(措法70の2の2⑬)。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練を受けている場合

なお「管理残額」とは、一般的
には贈与者の死亡日における、
非課税拠出額から教育資金支
出額を控除した残額をいう(措法
70の2の2⑫)。

3令和3年3月31日以前 の贈与

令和3年3月31日以前に贈与
した教育資金について、贈与者
が教育資金管理契約の終了の日
までの間に死亡した場合には、
贈与者の死亡前3年以内に贈与
された教育資金で、教育資金の
一括贈与の非課税の適用を受け
た「管理残額」を、贈与者から
相続又は遺贈により取得したも
のとみなして、受贈者に相続税
が課税される(旧措法70の2の
2⑩)。

ただし、贈与者の死亡の日に
受贈者が次に掲げる場合には、
相続税課税の対象者から除かれ
る。

る(旧措法70の2の2⑪)。

- (1) 23歳未満である場合
- (2) 学校等に在学している場合
- (3) 教育訓練を受けている場合

4平成31年3月31日以前 の贈与

贈与者が教育資金管理契約の
終了の日までの間に死亡した場
合において、死亡した日の「管
理残額」については、上記2又
は3のような相続税課税の対象
とはならない規定であった。

5追加教育資金について

教育資金一括贈与の非課税制
度において、贈与した教育資金
が不足した場合には、追加の教
育資金を贈与することができる。

この場合、教育資金管理契約
の終了の日までの間に死亡した
場合に、当初贈与した又は追加
で贈与した教育資金について、
贈与者の相続財産に加算して相
続税が課される対象か否かの判
断(上記2から4までの取扱い
の判断)は、その教育資金の贈
与日(拠出日)で判断すること
になる(令和3年改正法附則75
③)。

なお、教育資金について追加
で贈与をしていた場合において、
贈与者の死亡時の「管理残額」
のうち現行規定の対象となる

「管理残額」の計算は、次のと
おりである(令和3年改正措令
附則29⑤)。

=算式= (23歳未満等には該当
しない例)

$$E \times \frac{C+D}{A+B+C+D} = \begin{matrix} \text{相続税} \\ \text{加算額} \end{matrix}$$

- A 平成31年3月31日以前の
教育資金贈与額
- B 令和3年3月31日以前の
教育資金贈与額(死亡後3

年以内に該当しない)

C 令和3年3月31日以前の
教育資金贈与額(死亡後3
年以内に該当する)

D 令和3年4月1日以後の
教育資金贈与額

E 贈与者死亡時の教育資金
の残高

6令和5年4月1日以後 の贈与

令和5年度税制改正において、
教育資金管理契約の終了の日ま
での間に贈与者が死亡した場合
に、その贈与者の相続税の課税
価格が5億円を超えるときは、
受贈者が23歳未満である場合等
であっても、その死亡の日にお
ける「管理残額」を、その受贈
者が贈与者から相続等により取
得したものとみなす改正が行わ
れるようである(「令和5年度
税制改正大綱」より)。

7おわりに

相続税の計算時における生前
贈与の確認は、被相続人の子で
ある相続人に対して行われること
が多いと思われる。しかし、
教育資金の一括贈与、結婚・子
育て資金の一括贈与を考慮する
と、孫も相続税の対象になり得
るため、孫への贈与の確認も必
要である。

また、令和5年の改正により、
暦年課税贈与について、相続税
の課税価格に加算される年数が、
3年から7年に延びる改正も行
われるようであり(「令和5年
度税制改正大綱」より)、受贈
者側の管理だけでなく、今後は
可能であれば贈与者側からの贈
与の管理も必要であろう。

右山研究グループ

税理士 鹿志村 裕